

原発輸出と 日印原子力協定 の問題点

2017年5月1日

日本政府による原発輸出 安全確認体制

- ❖ 原発輸出を行う際、相手国が原子力安全体制を整備しているかどうか確認する
- ❖ これまでは保安院が担ってきたが、保安院解体により、安全確認体制が宙に浮いた状態に
- ❖ 2015年10月新たな安全確認体制が閣議決定。内閣府に検討会議をおき、外部専門家にもたよって安全確認するとされている

原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱

平成 27 年 10 月 6 日
原子力関係閣僚会議

第 1 条（目的）

本要綱は、「OECD 環境及び社会への影響に関するコモンアプローチ」（2001 年）遵守の一環として、公的信用付与実施機関からの求めに応じて行う安全配慮等確認を適切か

3・11以前の「安全配慮確認」および体制

- ①相手国・地域が安全規制を適切に行える体制等を整備していること
- ②国際取り決め等を受け入れ、遵守していること

原子力安全
保安院

- ③輸出する機器等の製造者が、品質確保や保守補修および関連研修サービスを適切に行っていくこと

経済産業省製
造産業局産業
機械課

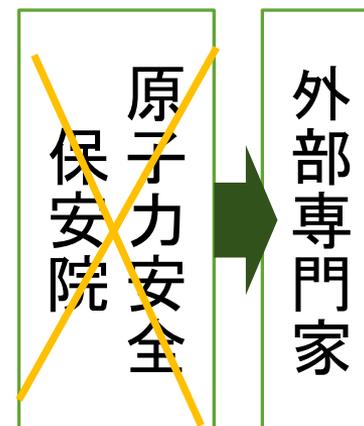
10億円未満は対象外

不合格になった案件は1件もない

3・11後の「安全配慮確認」および体制

内閣府内に「検討会議」

- ①相手国・地域が安全規制を適切に行える体制等を整備していること
- ②国際取り決め等を受け入れ、遵守していること
- ③輸出する機器等の製造者が、品質確保や保守補修および関連研修サービスを適切に行っていくこと



産業機械課
製造産業局
経済産業省

~~10億円は対象外~~ 15億円未満は対象外

日本政府による 安全確認体制の問題点①

- ❖ プロジェクトごとに立地の特性などに即した安全配慮確認がなされない。
- ❖ 15億円未満は対象外
- ❖ イエス・ノー方式で質問票を埋めるもので表面的
- ❖ 質問票の内容も特定の国際法に加盟しているか否か、加盟していなかったとしても加盟の意思のみでOKとしている点。
- ❖ NPTやCTBTなど、核不拡散を担保するような条約が質問票の項目にはしていない。

日本政府による 安全確認体制の問題点②

- ❖ 原子力安全条約などの加入や加入意思、IAEAの総合規制評価サービス(IRRS)の受け入れだけでは、実際に安全が担保されない。
- ❖ 公開は、事後的に「議事要旨」のみ
- ❖ インフラシステム輸出戦略を所管する内閣府を中心とする体制では中立性は担保されない。

JBIC/NEXIによる「原発指針」

現在策定中。

相手国における情報開示のみの「指針」

「安全配慮確認」は内閣府が行うからJBIC/NEXIは行わない。

【問題点】

JBIC/NEXIが行う火力発電・水力発電などで行う安全配慮確認が、原子力では行わない。

内閣府の「安全配慮確認」は、表面的なものだけであり、プロジェクト固有の内容の確認は行わない

原発輸出固有のリスク

❖政治・経済的リスク

- ・交渉開始から建設まで時間がかかり、建設期間が長引けば巨額のコストに。パートナーの撤退などのリスクも。
- ・政治・経済状況に大きく左右される。
- ・WHの破たん。東芝の巨額赤字。

例)フィリピン・バターン原発 完成するも廃止に。TMI事故を契機とした安全性への懸念、政権交代がきっかけ。

❖核拡散・核テロのリスク...NPT(核不拡散条約)体制は不完全、NSG(原子力供給国グループ)も法的拘束力なし

例)北朝鮮はNPTを脱退して核実験

例)核開発を行っているインドのNSG例外化

❖事故など技術的なリスク...一度事故が起きれば取り返しがつかない。越境的問題にもなる。放射性廃棄物の問題は将来世代にも受け継がれる。

日印原子力協定の問題①

日本の非核政策との矛盾

‘NPT’を中心とした不拡散レジームの維持としているが...

「この協定は、原子力の平和的利用についてインドが責任ある行動をとることを確保する法的な枠組みであり、NPTを締結していないインドを国際的な不拡散体制に実質的に参加させることにつながります。」

(安倍首相の記者発表における発言)

日印協定の内容は...

- ❖ そもそも再処理の扱いと、核実験がネックだった
- ❖ 協定本文の停止に関する条項: 14条
- ❖ 「公文」において
 - (i) 2008年9月5日のインド外務大臣の声明(「民生用原子カイニシアティブに関するプラナーブ・ムガジーインド外務大臣の声名」)が基礎
 - (ii) この基礎になんらかの変更があった場合停止手続き可能
 - (iii) この声名からの深刻な逸脱がみられる場合、再処理停止

日印原子力協定の問題②

日印の見解の不一致

- ❖ 協定本文には「核実験したら停止」とは明確に書いていない
- ❖ 14条「…協定の下での協力の停止をもたらし得る状況が、安全保障上の環境の変化についての一方の締約国政府の重大な懸念から、又は国家安全保障に影響を及ぼすおそれのある他の国による同様の行為への対応として、生じたものであるか否かについて考慮を払うことを合意する。」
- ❖ 9.5 声名には、核実験のモラトリアムだけでなく核軍備競争を含むいかなる軍備競争にも参加しないこと、核の先制不使用、なども含まれる。一方、日本政府は「インドが核実験を行った場合には協定を終了する」と説明

日印原子力協定の問題③

安全性への疑問

1998~2010年の間に少なくとも年間21回から54回に及ぶ事故件数 (Ramana 194)

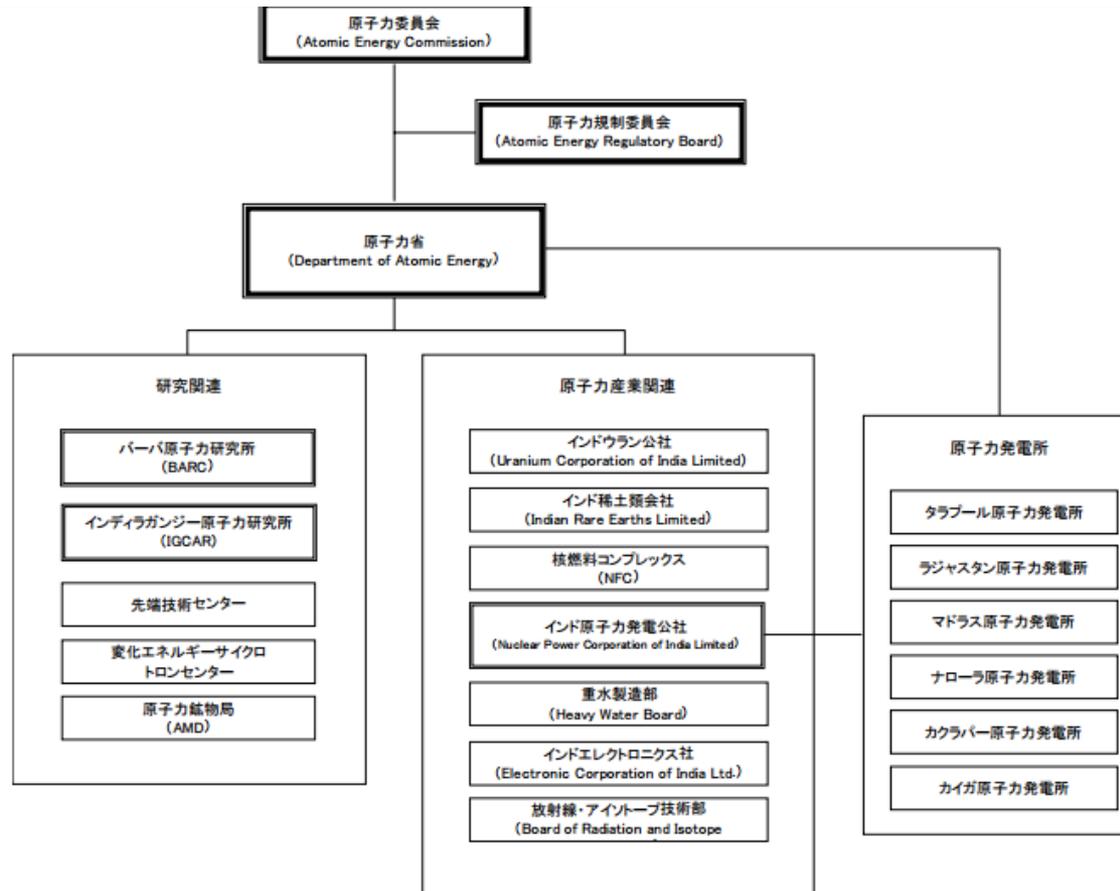
1983年にインド原子力規制委員会 (AERB) 設立

- 核開発施設は2000年からAERBのレビュー対象から外される。IAEAのレビュー対象でもない

- さらに原子力省から独立していない

- インド原子力規制委員会 (AERB) の自立性に疑問符

規制委員会の独立性



IAEAも勧告

GLOBAL ENERGY NEWS | Fri Mar 27, 2015 | 4:28pm IST

IAEA urges India to take further action for nuclear regulation



The International Atomic Energy Agency (IAEA) urged India on Friday to further tighten its nuclear safety regulations by assuring the legal independence of its atomic watchdog and allowing more outside inspections.

住民による反対運動

住民らによる根強い反対運動

情報公開の不足

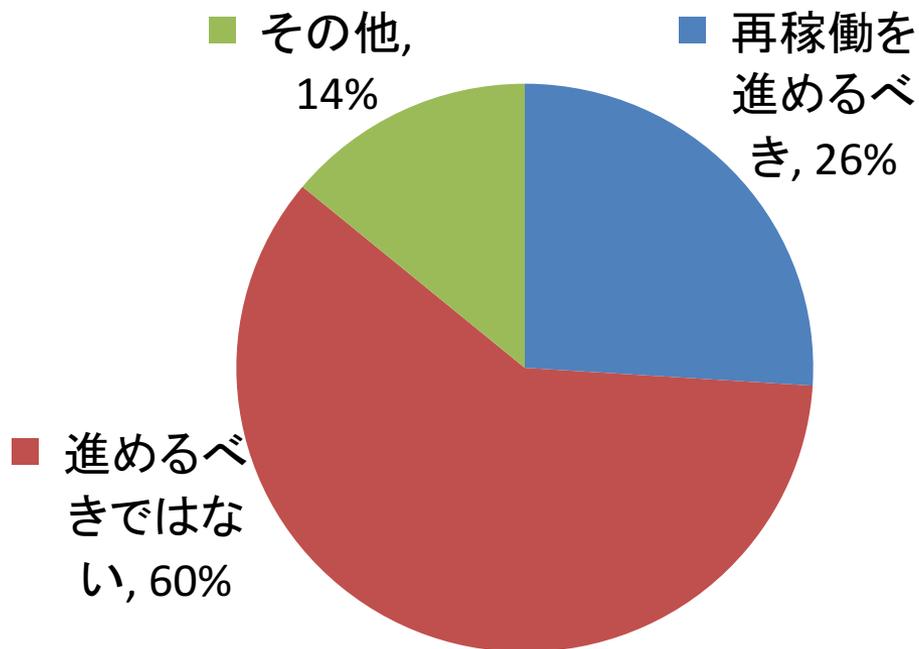
→情報公開法が整備されているものの、国防に関わるという理由で原子力に関する情報公開が進んでいない

政府による暴力的な反対運動弾圧、人権侵害



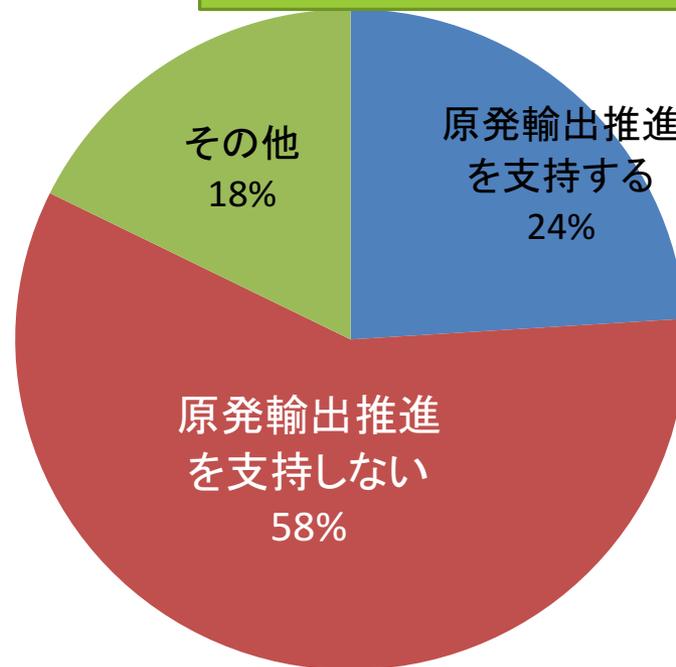
日本の世論

再稼働に関する意見



(日経新聞 2016年2月29日付)

原発輸出に関する意見



(時事通信 2013年6月16日付)



安倍首相の訪印に合わせ反対運動



ジャイタプールの女性らによる原発反対集会